

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2012.4. Vol.26

# 顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所  
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15  
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

## < 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『総代のお客様の公正証書遺言作成をサポート』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『当事務所の業務フローについて』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



上井草の法律手続アドバイザー  
行政書士 銚立 榮一朗  
(ほこだて えいいちろう)

事業承継アドバイザー ECA  
宅地建物取引主任者  
ビジネス法務エキスパート◎

1974年生れ おひつじ座 B型  
趣味：キャンプ、登山、サッカー  
事務所代表者ブログを執筆中↓

刺激をシェアしよう！ [検索](#)

## <ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

毎年恒例となっている誕生日一人登山。「個人の一年のスタートは誕生日。誕生日前後に一人で山に登ってところとからだをリセットする」をテーマに、なんだかんだで継続している個人行事です。今年はなんとなく富士山に近い山に登りたいなあと思い、以前から気になっていた矢倉岳（870m）に登ってきました。

下山後、温泉につかりながら思った今回の一人登山での気づきのまとめは、「ここ1~2年、自分自身で設定していた『枠』をとっばらおう。そして今の時代に持ちにくい夢・ビジョンをあえて掲げよう」。

人の役に立てたとの実感できるような仕事をこれからも続けて行きたいと思います。

★ぜひ営業店の皆様でご利用ください。

## <サポート事例>

### 『総代のお客様の公正証書遺言作成をサポート』

取引先の信用金庫支店長のご紹介でお客様とはじめてお会いしたのは昨年暮れのこと。二人の子供たちにもめてほしくないとの想いから公正証書遺言の作成を検討されていました。

詳しくお話をお聞きしていくと、現時点で、ご所有されている不動産の評価額と金融資産の合計額はおよそ2億円超。「誰に、何を分けるか」の判断に、将来の相続税納税のことも視野に入れて判断されては、とご提案し、パートナー税理士と連携して相続税の試算と公平な財産の分配についてアドバイスをさせて頂きました。

先日無事、公証役場で遺言公正証書の作成が完了し、相続時の遺言執行者の就任について予諾をさせて頂きました。

今回、当事務所にお客様をご紹介された支店長の声をご紹介いたします。

■「分からないことを、気楽に、本音で、素直に聞ける」(中野区 信用金庫 支店長 Y.N様 51歳)

—お客様からご相談を受けた経緯についてお聞かせください。

お客様は総代の方で、月に1回、支店長である私が訪問している先でした。

つづき↓

## ＜サポート事例＞

あるときお客様が、「遺言書の作成を考えている」というお話をされたので、「どなたか相談している専門家はいらっしゃいますか？」とたずねたところ、いらっしゃらないようでしたので、「知っている行政書士さんがいますよ」とお伝えしました。

——なぜ当事務所のことをご紹介されたのですか？

よく窓口に来てくれるし、私分からないことを、気楽に、本音で、素直に聞けるから。こんなこと聞いてもいいかな、と心配しなくてもいいので。(笑)

——実際に当事務所の機能を活用されてみていかがでしたか？

相続税の試算（パートナー税理士と連携）から、公正証書遺言の作成まで、もっと時間がかかるかなと思っていましたが、スムーズに進んで良かったです。料金についても、スムーズにお客様に説明してくれました。

——今後、当事務所に期待することはありますか？

相続関係で建物を建築するケースなどで、相続税との絡みはどうか、など、今後もいろいろと相談して行きたいと思っています。

N支店長、引き続きよろしく申し上げます！

## ＜相談業務引き出しメモ＞

### 『当事務所の業務フローについて』

前出のN支店長から、当事務所の業務フローに関して次のようなアドバイスをいただきました。

「お客様の中には費用のことを気にされる方や、専門家を紹介したらすぐに手続きを進めないといけないのではないかと心配される方もいらっしゃるの、お客様の『壁』を取りのぞいて安心してもらう意味でも、『この手続きの費用はこのぐらい』『最初の相談からここまでは無料』ということをお客様に説明できる料金表のようなものがあると助かります」

大変参考となるアドバイス、有難うございました。

早速現在、当事務所の主要業務の「料金体系表」と「ご相談の流れチャート」の作成を準備しております。

以下、ご参考までに、**当事務所の業務フロー**を簡単にご説明します。

### 1.初回面談 → 2.ご提案 → 3.業務スタート

2のご提案時に、①業務内容、②手続き期間、③費用についてご説明いたします。お客様の最終的な目的を確認したうえで、お悩みを解決するための最適な手続き・手法・費用についてご説明します。この「ご提案」の段階までは料金はかかりません。お客様に上記①②③の内容についてご了解をいただいたうえで業務をスタートいたします。

## ＜編集後記＞

来る4/22(日)、私がプライベートで参加している「まちづくり上井草」主催のイベント、「かみいぐさ坂市」が開催されます。昨年からはじまった春・秋年2回のイベントで、今回が第3回目。毎回、地元住民、アーティストによる手作り品の展示販売や、まち歩きワークショップの実施、まちづくり上井草の活動などをご紹介します。準備は万端。あとは天気がよくなることを祈るばかりです。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

### ＜主要業務＞

#### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買  
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

#### ■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り  
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

#### ■ 外国人のお客様（入管手続）

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に  
ご連絡ください!



行政書士

銚立榮一朗事務所

HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781



ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >>

銚立 事務所

検索

相談業務に役立つ小冊子  
『間違いのない遺言書  
の書き方 5つのチェック  
ポイント』

無料進呈中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。